

田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクターデザイン等の利用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザイン等を利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、もって田村市（以下「市」という。）のPR、市製品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(キャラクターに関する権利)

第2条キャラクターに関する著作権等の一切の権利は、市に帰属する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるもの
- (2) デザイン利用マニュアル デザイン等の利用方法について市が定めたもの
- (3) 物品等 デザイン等を利用した商品、景品、商品等のパッケージ又はこれらに準ずるもの

(利用承認の申請)

第4条 デザイン等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、田村市長（以下「市長」という。）に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合

2 申請者は、「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター利用承認申請書」（様式1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) デザイン等の利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利用承認の基準等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用の承認（以下「利用承認」という。）をするものとする。

- (1) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) キャラクターの変形など、デザイン利用マニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合

- (4) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 市のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (10) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (11) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (12) その他、承認することが不相当と認められる場合  
（承認通知）

第6条 市長は、デザイン等の利用を承認する場合、「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクターデザイン利用承認書」（別紙様式2）を交付する。

2 市長は、利用承認をするに際し条件を付することができる。

3 市長は、キャラクターの利用を承認しない場合、「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター利用不承認通知書」（様式3号）よりその旨を通知する。

（利用承認の変更）

第7条 前条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者という。」）が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター利用変更承認申請書」（様式4号）に関係書類を添えて変更承認申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、変更が適正と認められるときは、変更の承認を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する変更の承認を行った場合は、変更承認申請を行った者に「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター利用変更承認書」（様式5号）を交付する。

（利用期間）

第8条 デザイン等の利用期間は、利用承認の日から3年以内であって市長が必要と認める日までとする。

2 前項の利用期間の満了後において、引き続きデザイン等を利用しようとする者は、「田村市地域ブランディング「オニタムラ」キャラクター利用承認変更申請書」（様式3号）により変更承認申請を行わなければならない。

(利用方法)

第9条 利用できるデザイン等は、「オニタムラキャラクターデザイン利用マニュアル」に掲載されているもののみとする。

ただし、次の各号に該当する方法により利用したい場合は、利用承認申請の前に協議し、市長の了承を得れば利用できるものとする。

- (1) キャラクターのデザインの一部のみを利用する場合
- (2) キャラクターのデザインを変形、加工する場合
- (3) キャラクターのデザインを他の図形や文字と重ねて利用する場合

(利用料)

第10条 デザイン等の利用料は、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、利用承認を受けた対象物又は当該対象物の包装等に「©2020田村市」又は「©2020tamura city」の表示を付すこと。
- (2) 承認された内容及び用途のみに利用すること。
- (3) デザイン利用マニュアルに定められた色、形等に従ってデザイン等を正しく利用すること。
- (4) 当該利用に係る物品等の完成品を完成後30日以内に市長へ提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。
- (5) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が当該利用取扱規程の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに市長に事故等の状況を報告し、市の指示に従うこと。

(利用状況及び利用実績の確認)

第12条 市長は、必要と認めた場合、利用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、デザイン等の利用状況及び利用実績の確認調査を実施することができる。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用承認に基づく地位を承継することができる。

(利用承認の取消し等)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合、利用承認の取り消し、利用条件の変更、利用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 利用者が当該利用取扱規程又は利用承認の条件に違反したとき。
- (2) 第4条第2項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他デザイン等の利用を継続することが不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により利用承認が取り消された場合において、利用者は、利用承認を取り消された日からデザイン等を利用することができないものとする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当し、利用承認を取消したことにより、利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の非独占・市の非推奨等)

第15条 本利用取扱規程による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について市による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損害賠償等の責任)

第16条 市は、デザイン等の利用に関して利用者に生じた損失について、損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、デザイン等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 利用者は、デザイン等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、産業部観光交流課が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。